

しらゆり訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁和会が設置するしらゆり訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定老人訪問看護事業、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護介護を提供する。
 - 8 前7項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 しらゆり訪問看護ステーション
- (2) 所在地 山梨県甲斐市篠原1895番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 1名(保健師、又は看護師)

主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員(保健師、又は看護師) 2.5名以上(うち1名は常勤)

主治医の指示による訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)に基づき事業の提供に当たる。

(3) 作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士 1名以上

(4) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで

ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日は午前8時30分～正午までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、利用者の心身の状況等に応じて対応が可能となる体制を整備するものとする。また電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(実施時間及び利用者による利用回数)

第7条 訪問看護の実施時間は、1日1回の訪問につき1時間30分未満を標準とする。

2 利用者による訪問看護の利用回数は、1週3回を上限とする。ただし、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病、また、介護保険での利用者についてはその限りではない。

(訪問看護の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次の通りとする。

(1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者、その家族への説明

(2) 病状・障害の観察

(3) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(4) 食事および排泄等日常生活の世話

(5) 褥瘡の予防・処置

(6) リハビリテーション

(7) ターミナルケア

(8) 認知症患者の看護

(9) 療養生活や介護方法の指導

(10) カテーテル等の管理

(11) 訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成

(訪問看護の利用料等)

第9条 指定老人訪問看護を提供した場合の利用料の額は、基本利用料のほか次の各号に該当するときは、その利用料として別表の額の支払いを、利用者から受けるものとする。

- (1) 第6条で定めた営業日以外の日に訪問看護を行った場合
- (2) 第6条で定めた営業時間以外の時間に訪問看護を行った場合
- (3) 第7条第1項で定めた2時間を超えた場合
- (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料

2 実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、衛生材料費等に要する費用を利用者から受けるものとする。

3 前2項の料金支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

5 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

6 次条に定める実施地域に行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 指定老人訪問看護を提供した場合においては、事業所よりサービスを提供する自宅等までの距離(往復)。1km当たり50円
- (2) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕においては、実施地域を越えてからサービスを提供する自宅等までの距離(往復)。1km当たり50円

7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、甲斐市、昭和町、中央市、甲府市、南アルプス市、韮崎市、北杜市(明野全域・須玉(大蔵・藤田・大豆生田・若神子・若神子新町・境之澤)地域)の区域とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所に故意過失が無かった場合はこの限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定老人訪問看護、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定老人訪問看護、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人仁和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成8年5月1日から施行する。

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月21日から施行する。

この規程は、平成23年6月27日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月16日から施行する。

介護保険

【利用料金表】 介護保険・介護予防の場合 (1割負担の金額)

利用料の種類	利 用 料 金	摘 要
基本利用料	<p>【要介護1～5】</p> <p>訪問看護Ⅰ2 30分未満 471円</p> <p>訪問看護Ⅰ3 30分以上1時間未満 823円</p> <p>訪問看護Ⅰ4 1時間以上1時間半 1,128円</p> <p>訪問看護Ⅰ5 (※2)：作業療法士等(※3)による訪問 20分/回 294円</p> <p>【要支援1,2】</p> <p>訪問看護Ⅰ2 30分未満 451円</p> <p>訪問看護Ⅰ3 30分以上1時間未満 794円</p> <p>訪問看護Ⅰ4 1時間以上1時間半 1,090円</p> <p>訪問看護Ⅰ5 (※2)：作業療法士等(※3)による訪問 20分/回 284円</p> <p>利用を開始した日の属する月から1年以上利用している場合 20分/回 -5円</p>	
	<p>サービス提供体制強化加算(支給限度額対象外) 6円/回</p>	
営業時間外加算	<p>[6:00～8:00] 基本利用料の25%加算</p> <p>[18:00～22:00] 基本利用料の25%加算</p> <p>[22:00～6:00] 基本利用料の50%加算</p>	

※1：訪問看護Ⅰ5：1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、要介護1～5は1回につき所定単位の90/100を乗じた単位、要支援1,2は1回につき所定単位の50/100を乗じた単位となる

※2：作業療法士等・・・理学療法士・言語聴覚士を含む

状態に 応じた 加算	緊急時訪問 看護加算 (支給限度額 対象外)	600円/月	
	特別管理 加算 (支給限度額 対象外)	I 500円/月 II 250円/月	特別な管理を要する利用 者(厚生労働大臣が定め る状態にある者)に対し、 計画的に管理を行った場 合に算定する
		長時間訪問看護加算 300円/回 (1時間30分以上の訪問看護を行う場合)	
	初回加算	I 350円/月 II 300円/月	I 退院した当日に訪問を 行った場合 II 退院した翌日以降に訪 問を行った場合
	退院時共同 指導加算	600円/回	
	看護・介護職員 連携強化加算	250円/月	
	複数名訪問 加算 I	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合 所要時間30分未満の場合 254円 所要時間30分以上の場合 402円	同時に2人の看護師等が 必要な場合
	ターミナルケア 加算	2,500円/死亡月	
体制に よる 加算	看護体制 強化加算	I 550円/月 II 200円/月 要支援 100円/月	緊急時訪問看護加算、特 別管理加算、ターミナル 加算の割合要件を満たし ている期間算定
訪問看護 交通費	次の地域は無料です。 甲斐市、昭和町、中央市、甲府市、南アルプス市、 韮崎市、北杜市(明野全域・須玉(大蔵・藤田・ 大豆生田・若神子・若神子新町・境之澤)地域) 甲府市・甲斐市・昭和町・中央市・南アルプス市 実施地域を越えてから利用者宅まで1kmごとに 50円いただきます。		

医療保険

項目		金額		該当	
基本 利用 料金	訪問看護費	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550	
			週4日以降	6,550	
	訪問看護管理療養費	1日目	7,670		
		2日目～	3,000		
各種 加算	24時間対応体制加算		1回/月	6,800	
	特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ		1回/月	5,000 2,500	
	退院時共同指導加算			8,000	
	訪問看護情報提供料費1 (市町村) 訪問看護情報提供料費2 (義務教育諸学校等) 訪問看護情報提供料費3 (保健医療機関等)		1回/月	1,500	
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1回/月	780	
	退院支援指導加算 長時間指導を行った場合(90分)		1回	6,000 8,400	
	複数名訪問看護加算(看護師2人での訪問)		1回/週	4,500	
	長時間訪問看護加算 (訪問が1時間30分を超える場合)		1回/週 (小児の場合週3回)	5,200	
	看護・介護職員連携強化加算		1回/月	2,500	
	乳幼児加算(6歳未満の対象者への訪問) (厚生労働省が定める者(※)に該当する場合)		1回/日	1,500 1,800	
	訪問看護ターミナルケア療養費1(自宅) 訪問看護ターミナルケア療養費2(特別養護老人ホーム等)		死亡時	25,000 10,000	
	夜間・早朝加算 (18:00～22:00)(06:00～08:00)		1回	2,100	
	深夜加算 (22:00～06:00)		1回	4,200	
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)【試験外泊】		1回	8,500	

※ 訪問看護基本療養費の注11に規定する乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

- (1) 超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

保 險 適 用 外	休日加算	30分毎	1,500	
	営業時間外加算	30分毎	1,200	
	交通費	50円/1km		
	死後の処置料 (エンゼルケア)		10,000	